

公共施設 LED 照明導入推進事業
事業契約書（案）

【令和 6 年 10 月 15 日 修正版】

金沢市

事業契約書

この契約書について、次の条件のほか金沢市契約規則（平成15年規則第1号）及び別添の条項に従って信義を重んじ誠実に契約を履行する。

- 1 事業名 公共施設 LED 照明導入推進事業
- 2 履行期間 契約締結日から令和●●年●●月●●日
- 3 契約金額 ¥● —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥● 円)
- 4 支払い方法 _____
- 5 契約保証金 _____

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

発注者 金沢市
所在地 金沢市広坂1丁目1番1号
氏名 金沢市長 村山 卓 印

受注者
所在地 ●●(都道府県) ●●市●●丁目●●番地
商号又は名称 ●●●●
代表者氏名 ●●●● 印

(別添)

目 次

第1章	総則	1
第1条	(目的等)	1
第2条	(事業の遂行)	1
第3条	(事業日程)	1
第4条	(事業の実施箇所)	1
第5条	(費用負担等)	2
第6条	(許認可及び届出等)	2
第7条	(暴力団等の排除措置)	2
第2章	調査及び設計	2
第8条	(調査業務)	2
第9条	(設計業務)	3
第10条	(第三者による実施)	3
第11条	(設計の変更)	4
第12条	(対象施設の瑕疵等)	4
第3章	施工業務及び設備管理システム構築業務	5
第1節	総則	5
第13条	(施工業務)	5
第14条	(設備管理システム構築業務)	5
第15条	(監理技術者)	5
第16条	(対象施設の管理等)	6
第17条	(第三者による実施)	6
第18条	(受注者の責任)	6
第19条	(工事監理)	6
第20条	(本工事に伴う利用者対策)	7
第21条	(本工事期間中の保険)	7
第2節	検査・確認	7
第22条	(工事施工に関する報告)	7
第23条	(中間確認及び工事現場立会い等)	7
第24条	(受注者による完工検査)	8
第25条	(発注者による完工確認)	8
第26条	(完成確認および所有権等について)	9
第3節	工期の変更	9
第27条	(工事の一時停止)	9
第28条	(工期の変更)	10

第 29 条	（工期変更の場合の費用負担）	10
第 4 節	損害の発生	11
第 30 条	（第三者に対する損害）	11
第 31 条	（対象設備への損害）	11
第 5 節	引渡し	11
第 32 条	（供用の開始）	11
第 33 条	（供用開始の遅延）	12
第 34 条	（契約不適合責任）	12
第 4 章	維持管理	13
第 1 節	総則	13
第 35 条	（維持管理業務）	13
第 36 条	（維持管理体制の整備）	13
第 37 条	（維持管理体制の確認）	13
第 38 条	（第三者による実施）	13
第 39 条	（年間維持管理業務計画書等の提出）	14
第 40 条	（名簿の提出等）	14
第 41 条	（対策）	14
第 42 条	（対象設備の修繕）	14
第 2 節	モニタリング	15
第 43 条	（事業報告書）	15
第 44 条	（モニタリングの実施）	15
第 45 条	（損害の発生）	15
第 5 章	サービスの対価の支払	15
第 46 条	（サービスの対価の支払）	15
第 47 条	（サービスの対価の減額等）	16
第 6 章	契約の終了及び損害賠償	16
第 48 条	（契約期間）	16
第 49 条	（発注者の任意解除権）	16
第 50 条	（発注者の催告による解除権）	16
第 51 条	（発注者の催告によらない解除権）	17
第 52 条	（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	18
第 53 条	（受注者の催告による解除権）	18
第 54 条	（受注者の催告によらない解除権）	18
第 55 条	（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	19
第 56 条	（解除等に伴う措置）	19
第 57 条	（発注者の損害賠償請求等）	20
第 58 条	（受注者の損害賠償請求等）	21

第 59 条	(建物等に対する損害賠償)	21
第 60 条	(損害賠償の予約)	21
第 61 条	(法令の変更及び不可抗力)	22
第 62 条	(保全義務)	22
第 63 条	(関係書類の引渡し等)	22
第 7 章	雑則	23
第 64 条	(公租公課の負担)	23
第 65 条	(協議義務)	23
第 66 条	(金融機関等との協議)	23
第 67 条	(秘密保持)	23
第 68 条	(個人情報保護)	23
第 69 条	(著作権等)	24
第 70 条	(著作権の侵害防止)	25
第 71 条	(特許権等の使用)	25
第 72 条	(権利等の譲渡制限)	25
第 73 条	(遅延利息)	25
第 74 条	(管轄裁判所)	26
第 75 条	(規定の適用)	26
第 76 条	(疑義に関する協議)	26

本事業に関して、発注者及び受注者の間で、以下のとおり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第2項に規定する特定事業に係る契約を締結する。

第1章 総則

第1条 (目的等)

- 1 本事業契約は、別紙1記載の金沢市（以下「本市」という。）の公共施設（以下「対象施設」という。）における省エネルギー化を推進するため、対象施設に現在設置されている照明の一斉LED化することを目的とした公共施設LED照明導入推進事業（以下「本事業」という。）を行うことを目的とする。
- 2 本事業契約において用いられる用語の定義は、別紙3の用語の定義に定めるところによる。

第2条 (事業の遂行)

- 1 受注者は、本事業を本事業契約、基本協定書、募集要項、要求水準書及び提案書に従って遂行しなければならない。
- 2 受注者は、事業の履行の確保が困難となった場合又は令和7年●月●日付基本協定書第4条に定める再委託先による事業の履行の確保が困難になった場合において、別の再委託先を選定する等の当該業務の履行の確保のための措置を行う場合は、事前に本事業の具体的内容について発注者に書面を提出し、発注者の承認を得ることを要する。
- 3 発注者は、本事業が民間事業者である受注者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 4 本事業契約、募集要項、要求水準書、モニタリング基本計画書及び提案書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本事業契約、募集要項、要求水準書、モニタリング基本計画書及び提案書の順に優先して適用される。但し、提案書以外の上記書類と提案書の内容に差異がある場合には、提案書に記載された提案内容が提案書以外の上記書類に記載された基準及び水準を上回るときに限り、提案書が優先される。

第3条 (事業日程)

本事業は、次に記載される日程に従って実施されるものとする。

履行期間 契約締結日から令和18年3月31日まで

(内) 整備期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(内) 維持管理期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

第4条 (事業の実施箇所)

本事業を実施する箇所は、別紙1に示すとおりとする。

第5条 (費用負担等)

本事業契約の締結及び履行その他本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約において特に定めた場合を除き、全て受注者が負担するものとし、また本事業に関する受注者の資金調達は全て受注者が自己の責任において行うものとする。

第6条 (許認可及び届出等)

- 1 受注者は、本事業契約上の受注者の義務を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出等を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。
- 2 受注者は、前項の許認可及び届出に際して、事前に発注者に対して説明及び報告を行うものとする。
- 3 受注者は、発注者が請求したときには、直ちに各種許認可等の書類の写しを発注者に提出するものとする。
- 4 受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は、受注者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 5 発注者が本事業に関し、許認可を取得し又は届出を行う必要があり、受注者に対して協力を求めた場合、受注者は、発注者による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

第7条 (暴力団等の排除措置)

発注者は、受注者に対して、代表企業、構成企業、協力企業及び本事業に係る第三者(以下「事業者等」という。))が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、金沢中警察署長に対して照会を行うことができる。受注者は必要な求めに応じて、照会に必要な情報を提供しなければならない。

- (1) 事業者等について、暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与していること。
- (2) 事業者等について、暴力団員を役員以外で事業に関し、使用人又は代理人として選任していること。
- (3) 事業者等について、暴力団員が自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
- (4) 事業者等が、暴力団に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (5) 事業者等が暴力団等に関係する受注者であることを知りながら、当該受注者に下請を行い、その他当該受注者を利用していること。

第2章 調査及び設計

第8条 (調査業務)

- 1 受注者は、本事業契約締結後、提案書に従って、速やかに、調査業務を開始するものと

する。

- 2 受注者は、事前に、調査実施体制を発注者に対して通知するものとする。
- 3 受注者は、調査業務の実施にあたって、設計業務に必要な情報を整理するとともに、施設利用者など関係者の活動、業務等に支障が生じないよう安全に配慮して、調査業務を実施するものとする。

第9条 （設計業務）

- 1 受注者は、本事業契約締結後、提案書に従って、速やかに、設計業務を開始するものとする。
- 2 受注者は、関係法令を遵守の上、本事業契約に基づき設計業務を実施するものとする。
- 3 受注者は、事前に、設計業務の責任者を選任した上、その名称及び組織体制を発注者に対して通知するものとする。
- 4 受注者は、事前に、設計にかかる設計業務計画書（設計業務工程表を含む。以下同じ。）を作成した上、発注者に対して提出し、発注者の承認を得るものとする。受注者は、発注者の承認を得た設計業務計画書に従って設計業務を遂行するものとする。
- 5 受注者は、定期的には又は発注者の請求がある場合には随時、設計業務の進捗状況に関して発注者に報告するとともに、必要があるときは、設計業務の内容について発注者と協議するものとする。
- 6 受注者は、施設単位で設計を行い、これらを完了した場合には設計業務の成果品（以下「実施設計図書」という）を作成し、発注者に対して提出し承認を得るものとする。
- 7 前項に基づき受注者が実施設計図書を提出後14日以内に発注者が理由を添えて異議を申し出ない場合、発注者が実施設計図書を承認したものとみなす。また、発注者が理由を添えて、異議を申し出た場合には、受注者は、是正の上、発注者に実施設計図書を再度提出する。この場合においては、前項及び本項を準用する。

第10条 （第三者による実施）

- 1 受注者は、調査業務及び設計業務の遂行に当たり、代表企業、構成企業又は協力企業に委託して実施するものとする。また、受注者は、代表企業、構成企業又は協力企業以外に、調査業務又は設計業務の一部を第三者に再委託させることができる。
- 2 受注者は、代表企業、構成企業又は協力企業以外に調査業務又は設計業務の全部若しくはその主たる部分を一括して委託してはならない。ただし、かかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を発注者に事前に通知した上、発注者の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 受注者は、調査業務又は設計業務の一部を代表企業、構成企業又は協力企業以外の第三者に委託する場合、事前に、かかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を発注者に届け出るものとする。
- 4 調査業務及び設計業務に関して受注者は、第三者（協力企業を含む。）における責めに

帰すべき事由が発生した場合に、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

第11条 （設計の変更）

- 1 発注者は、必要があると認める場合、受注者に対して、対象設備の設計変更を請求することができる。ただし、当該設計変更が工期の変更を伴うとき又は提案の範囲を逸脱するときは、この限りでない。受注者は、かかる請求を受領した日から14日以内に、当該設計変更の当否及び受注者の本事業の実施に与える影響を検討した上、発注者に対してその結果を通知するものとする。発注者は、かかる受注者の検討結果を踏まえて当該設計変更の当否を最終的に決定した上、受注者に対して通知するものとし、受注者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。
- 2 受注者は、設計変更の必要性及びそれが受注者の本事業の実施に与える影響を検討し、かかる検討結果を発注者に対して通知し、かつ、発注者の事前の承諾を得た上で、対象設備の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、設計変更の内容について協議した上、発注者はこれを承諾するものとする。
- 3 前2項の定めるところに従って設計変更が行われた場合で、当該設計変更により発注者又は受注者において損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり当該設計変更により受注者において生ずる追加的な費用を含む。）が発生したときは、発注者及び受注者は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。ただし、当該設計変更により受注者において本事業に要する費用の減少が生じたときは、発注者は、受注者と協議した上で、サービスの対価の支払額を減額することができる。
 - (1) 当該設計変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者がこれを負担するものとし、サービスの対価を増額することにより受注者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該設計変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合、受注者がこれを負担するものとする。
 - (3) 当該設計変更が法令変更による場合、別紙2に定めるところに従って、発注者又は受注者がこれを負担するものとする。負担割合に関しては両者協議の上決定するものとする。
 - (4) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、別紙2に定めるところに従って、発注者及び受注者がこれを負担するものとする。
 - (5) 当該設計変更が対象施設の瑕疵等による場合、第12条に定めるところに従って、発注者がこれを負担するものとする。

第12条 （対象施設の瑕疵等）

- 1 本事業契約の他の規定に拘わらず、発注者が受注者に対して本事業の手続において提

供した対象施設に係る図書等（以下「参考図書」という。）と、対象施設の工事の着工時における現況が異なること、又は対象施設の主要構造部（壁、柱などをいう。以下同じ。）に瑕疵があることが明らかとなった場合、受注者は、その旨を直ちに発注者に報告するものとし、必要に応じて、それらへの対応方法（設計変更及び工期又は供用開始予定日の変更を含むが、これに限られない。）につき発注者と協議を行うものとする。

- 2 前項に定めるところの協議の結果、設計変更、工期又は供用開始予定日の変更が行われた場合、かかる変更により発注者又は受注者に生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり受注者において生ずる追加的な費用を含む。）は、合理的な範囲において発注者がこれを負担するものとし、発注者と受注者との間の協議により決定される方法に従って、受注者に対して支払うものとする。

第3章 施工業務及び設備管理システム構築業務

第1節 総則

第13条 （施工業務）

- 1 受注者は、第9条第6項及び第7項に定めるところに従って実施設計図書につき発注者の承認を得た後、速やかに、施工にかかる施工計画書を作成した上、発注者に対して提出し、発注者の承認を得るものとする。受注者は、発注者の承認を得た施工計画書に従って設計業務を遂行するものとする。
- 2 受注者は、関係法令を遵守の上、実施設計図書及び施工業務工程表に従い、施工業務を実施するものとする。

第14条 （設備管理システム構築業務）

受注者は、第9条第6項及び第7項に定めるところに従って実施設計図書につき発注者の承認を得た後、提案書に従って、速やかに設備管理システム構築業務を開始するものとする。なお、設備管理システムに調査業務、設計業務及び施工業務におけるモニタリング機能を搭載させる場合は、本件契約後に設備管理システム構築業務を開始するものとする。

第15条 （監理技術者）

- 1 受注者は、施工業務の開始前に、自らの責任及び費用により、施工業務を掌握し工事現場で指揮監督の役割を担う建設業法に基づく監理技術者を選任すること。監理技術者は現地作業期間中、現場に常駐すること。なお、監理技術者常駐が不可能な場合は、施設現場ごとに管理責任者を配置し各業務に当たること。
- 2 発注者は、監理技術者又は管理責任者が業務の実施につき著しく不相当と認める場合、受注者に対し、その理由を明らかにして、必要な措置をとるべきことを請求することが

できる。

第16条 (対象施設の管理等)

- 1 受注者は、施工業務を実施するに当たり、対象施設内で使用が必要となる駐車場、設備等について、施設ごと又は設備ごとに、その使用期間を明らかにした上で、発注者と事前に協議し使用についての承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、発注者が使用を承諾した期間、善良なる監理技術者又は管理責任者の注意義務をもって承諾をえた場所、設備等の管理を行う。

第17条 (第三者による実施)

- 1 受注者は、施工業務及び設備管理システム構築業務を代表企業、構成企業又は協力企業に請け負わせて実施するものとする。受注者は、本工事を請け負った代表企業、構成企業又は協力企業以外に、施工業務及び設備管理システム構築業務の一部を第三者に請け負わせることができる。
- 2 受注者は、代表企業、構成企業又は協力企業以外に施工業務及び設備管理システム構築業務の全部若しくはその主たる部分を一括して請け負わせてはならない。ただし、かかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を発注者に事前に通知した上、発注者の事前の承諾を得た場合はこの限りでない
- 3 受注者は、施工業務及び設備管理システム構築業務の一部を代表企業、構成企業又は協力企業以外の第三者に請負させる場合、事前に、かかる第三者の商号、住所その他、発注者が求める事項を発注者に届け出るものとする。
- 4 施工業務及び設備管理システム構築業務に関して受注者は、第三者(協力企業を含む。)における責めに帰すべき事由が発生した場合に、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

第18条 (受注者の責任)

- 1 施工業務に係る施工方法その他施工業務を完了するために必要な一切の手段については、受注者が自己の責任において定めるものとする。また、設備管理システム構築業務に係るシステム構築方法その他システム構築業務を完了するために必要な一切の手段については、受注者が自己の責任において定めるものとする。
- 2 受注者は、施工業務及び設備管理システム構築業務に関して必要な経費を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。発注者は、相当な範囲においてこれに協力するものとする。

第19条 (工事監理)

- 1 受注者は、発注者の求めるところにしたがって、工事監理の状況について随時報告させるものとする。

- 2 受注者は、工事監理の状況について工事監理者の作成した月報及び監理報告書を提出するものとする。

第20条 (本工事に伴う利用者対策)

- 1 発注者は、本事業契約締結日から施工業務の着手日までの間に、対象施設の施設管理者に対し本事業にかかる事業計画の説明を行い、施工業務実施の時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について了解を得なければならない。
- 2 受注者は、施工業務の実施により生じうる騒音、悪臭、粉塵発生、交通渋滞、振動その他本工事が施設管理者に与える影響を勘案した上、合理的に要求される範囲において対策を実施するものとする。
- 3 受注者は発注者に対して、前項に定める対策の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。
- 4 対策により受注者に生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり受注者において当該対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、受注者がこれを負担するものとする。ただし、発注者が設定した条件又は発注者が実施した説明に直接起因して受注者において生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり受注者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、発注者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間において協議により決定するものとする。

第21条 (本工事期間中の保険)

受注者は、代表企業、構成企業又は協力企業にて、整備期間中、別紙5に記載されるところに従って、保険に加入し、又は加入させるものとする。

第2節 検査・確認

第22条 (工事施工に関する報告)

受注者は、発注者が要請したときは、本工事に係る施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。また、発注者は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

第23条 (中間確認及び工事現場立会い等)

- 1 発注者は、本工事期間中随時、受注者に事前に通知した上で、対象設備が実施設計図書に従って整備されていることを確認するため、受注者に対して本工事について中間確認を求めることができるものとし、また、工事現場において本工事の状況を、受注者の立会いの上、確認することができるものとする。
- 2 受注者は、前項に定めるところの中間確認及び本工事の状況確認の実施について、発注者に対して最大限の協力を行うものとし、また、発注者に対して必要かつ合理的な範

囲において説明及び報告を行うなど最大限の協力を行うものとする。

- 3 発注者は、前二項に定めるところの確認の結果、対象設備が本事業契約、実施設計図書に従って整備されていないと判断した場合、受注者に対してその是正を勧告することができ、受注者はこれに従うものとする。

第24条 (受注者による完工検査)

- 1 受注者は、各対象設備及び設備管理システムについて、それぞれ、その日程を14日前までに発注者に対して通知した上で、自己の責任及び費用負担において、完工検査(竣工検査及びその他の検査を含む。)をそれぞれ行うものとする。
- 2 発注者は受注者に対し、前項に定めるところの完工検査への立会いを求めることができるものとし、受注者は、これに従うものとする。ただし、発注者は、かかる立会の実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 3 前項に定めるところの発注者の立会の有無を問わず、受注者は発注者に対して、第1項に定めるところの完工検査の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付した上、報告するものとする。

第25条 (発注者による完工確認)

- 1 発注者は、第24条に定めるところの受注者による各対象設備の完工検査の終了後、各対象設備の供用開始に先立って、以下の各号に定めるところに従って各対象設備の完工確認を個別に実施するものとする。
 - (1) 受注者は、工事現場において、施工者を立ち合わせ、かつ、施工記録を準備した上、発注者による完工確認を受ける。
 - (2) 発注者は、対象設備と実施設計図書との照合により、それぞれの完工確認を実施する。
- 2 発注者は、前項に基づく完工確認の結果、対象設備が実施設計図書に従って整備されていないと認める箇所がある場合、受注者に対して是正を勧告することができるものとする。受注者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を是正するものとし、是正措置が完了した後、直ちに発注者の確認を受けるものとする。
- 3 受注者は、第1項に基づく完工確認が得られた各対象設備について、発注者にその占有を移転させるものとする。ただし、当該各対象設備についての受注者から発注者への民法上の引渡し及び所有権の移転は、次条第3項に定めるところに従ってその効力を生じるものとし、本項に基づく占有の移転は「仮引渡し」として扱われるものとし、かかる仮引渡しをもって、当該対象設備についての完工確認の完了とする。なお、当該仮引渡しの時点では、各対象設備についての所有権移転は完了していないことから、次条第3項の規定による引渡し及び所有権の移転完了までの間に生じた第三者賠償を伴う事故又は不可抗力による損害については、受注者が加入する保険で賄う(ただし、保険金額の超過部分及び保険対象外の部分については発注者が負担する)ものとする。

- 4 発注者は、第 24 条に定めるところの受注者による各対象設備の完工検査の終了後、各対象設備の供用開始に先立って、以下の各号に定めるところに従って設備管理システムの完工確認を実施するものとする。
 - (1) 発注者は、設備管理システムにおいて別紙 4 (1) に定める必要事項がシステムに入力されていること。
 - (2) 発注者は、設備管理システムにおいて別紙 4 (4) に従った維持管理対象の照明に番号が付されていること。
- 5 発注者は、前項に基づく完工確認の結果、設備管理システムが前項(1)又は(2)を充足しないと認める箇所がある場合、受注者に対して是正を勧告することができるものとする。受注者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を是正するものとし、是正措置が完了した後、直ちに発注者の確認を受けるものとする。
- 6 受注者は、設備管理システムについて、第 4 項に基づく完工確認が得られた場合、設備管理システムのクラウド管理システムにおけるアクセス情報及びパスワードを、発注者に提供するとともに、かかるアクセス情報及びパスワードの提供の完了をもって、設備管理システムについての完工確認の完了とする。

第26条 (完成確認及び所有権等について)

- 1 前条により全ての対象設備及び設備管理システムについての完工確認が完了した場合、発注者は、供用開始予定日までに、受注者による対象設備及び設備管理システムの整備業務の履行の完了を確認する。なお、発注者は供用開始予定日における本項の履行完了の確認を口頭で行うことができ、その場合には、確認後速やかに完成確認書を作成した上、受注者に対して交付するものとする。なお、発注者は、完成確認書を交付したことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 2 受注者は、前項に定める完成確認書の交付を受けなければ、維持管理業務を開始することができないものとする。
- 3 第 1 項に従った発注者から受注者に対する完成確認書の交付により、発注者から受注者への対象設備の引渡しが行われたものとみなされ、対象設備の所有権及び設備管理システムに係る著作権その他の権利(ただし、著作権人格権等の移転不可能な権利を除く。なお、受注者は、設備管理システムに係る著作権人格権を、発注者に対して行使しないものとする。)は発注者に移転するものとする。

第 3 節 工期の変更

第27条 (工事の一時停止)

- 1 発注者は、必要があると認める場合、その理由を受注者に通知した上で、本工事の全部又は一部の施工を停止させることができる。この場合、発注者は必要に応じて、工期を変更し、また、供用開始予定日を変更することができる。

2 前項に定めるところにより本工事が停止された場合、当該本工事の停止により受注者に直接生ずる損害、損失又は費用（受注者が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）の負担については、発注者及び受注者は、本事業契約の他の規定に拘わらず、以下の各号に定めるところに従うものとする。

(1) 当該本工事の停止が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者がこれらを負担するものとし、発注者は、受注者と協議の上、サービスの対価を増額することにより受注者に対して支払うものとする。

(2) 当該本工事の停止が受注者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者がこれらを負担する。

(3) 当該本工事の停止が法令変更による場合は、別紙2に定めるところに従い、発注者又は受注者が負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

(4) 当該本工事の停止が不可抗力による場合は、別紙2に定めるところに従い、発注者及び受注者が負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

第28条 （工期の変更）

1 発注者は、必要があると認める場合、受注者に対して工期の変更を請求することができる。

2 受注者は、その責めに帰すことができない事由により工期の変更が必要となった場合、発注者に対して工期の変更を請求することができる。

3 前二項に定めるところに従って、工期の変更が請求された場合、発注者と受注者は、その協議により当該変更の可否を決定するものとする。ただし、発注者と受注者の間における協議の開始から14日以内にその協議が調わないときは、発注者が合理的な工期を定めた上、受注者に通知するものとし、受注者はこれに従うものとする。

4 前項の定めるところにより工期が変更される場合、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日が変更されるときであっても、本事業契約の終了日である令和18年3月31日は、変更されないものとする。

第29条 （工期変更の場合の費用負担）

工期が変更された場合、当該工期の変更により発注者又は受注者において損害、損失又は費用（本事業の遂行にあたり受注者において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、発注者及び受注者は、その負担について、以下の各号の定めるところに従うものとする。

(1) 当該工期の変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者がこれらを負担するものとし、発注者は、受注者と協議の上、サービスの対価を増額することによ

- り受注者に対して支払うものとする。
- (2) 当該工期の変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者がこれらを負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により決定するものとする。
 - (3) 当該工期の変更が法令変更による場合は、別紙2に定めるところに従い、発注者及び受注者が負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。
 - (4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、別紙2に定めるところに従い、発注者及び受注者が負担するものとし、別紙2に定めがない事項に関する負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

第4節 損害の発生

第30条 (第三者に対する損害)

調査業務、設計業務及び施工業務により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、受注者がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。ただし、当該損害等が受注者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合（本工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により当該損害等が生じた場合を含む。）で、第21条に基づき付保された保険等により填補されないときは、発注者がこれらを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。

第31条 (対象設備への損害)

- 1 対象設備の供用開始前に、不可抗力により、対象設備又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は追加的な費用が生じた場合、受注者は、当該事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けた場合、発注者は直ちに調査を行い、損害又は追加的な費用の状況を確認し、その結果を受注者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する損害又は追加的な費用については、別紙2に定めるところに従い、発注者及び受注者がそれぞれ負担するものとし、別紙2に定めがない事項に関する負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

第5節 引渡し

第32条 (供用の開始)

受注者は、発注者が供用開始予定日に（同日を含む。）対象設備を供用開始できるよう、供用開始予定日までに対象設備を整備した上、第26条の定めるところに従って完成確認書を受けるものとする。

第33条 （供用開始の遅延）

- 1 受注者の責めに帰すことのできない事由により対象設備及び設備管理システムの供用開始が供用開始予定日より遅延した場合、発注者は、当該遅延に伴い受注者において生ずる損害及び費用（本事業を遂行するにあたり受注者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するものとし、発注者は、発注者と受注者との間の協議により決定されるところに従って、受注者に対してこれを支払うものとする。ただし、当該遅延が不可抗力又は法令変更によるときは、別紙2の定めるところにより発注者及び受注者がそれぞれ負担するものとし、別紙2に定めがない事項に関する負担の方法については、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。
- 2 受注者の責めに帰すべき事由により一部の対象設備及び設備管理システムの供用開始が供用開始予定日より遅延した場合、受注者は、供用開始予定日から実際に各対象設備及び設備管理システムの供用が開始された日までの期間（実際に供用された日は含まない。）について、当該供用開始されなかった対象設備及び設備管理システムにかかるサービスの対価に相当する額（なお、対象設備ごとのサービスの対価については、実施設計図書に記載する。）につき国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に定める割合（政令改正等により率の変更があれば変更後の率による）で計算した金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割り計算により、直ちに発注者に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害又は費用（本事業を遂行するにあたり受注者において当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、受注者はそれらを負担し、直ちに発注者に対して支払うものとする。
- 3 本事業契約の定めるところに従って供用開始予定日に変更された場合には、前項の遅延損害金は、発注者と受注者とが合意の上変更した供用開始予定日より遅れたときに、発生するものとする。

第34条 （契約不適合責任）

- 1 発注者は、本工事及び設備管理システムに係る整備部分の契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が軽微であり、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、それぞれ供用が開始された日から1年以内にこれを行うものとする。
- 3 前2項に拘わらず、発注者は、その完成確認の際に、設備機器本体等に契約不適合があることを知ったときは、直ちにその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、当該完成確認において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、この限りでない。

- 4 対象設備の全部又は一部が第 1 項の契約不適合により滅失又は毀損したときは、発注者は、第 2 項に定める期間内で権利を行使しなければならない。

第 4 章 維持管理

第 1 節 総則

第35条 (維持管理業務)

- 1 受注者は、第 26 条に従い発注者から完成確認書の交付を受けた後直ちに、維持管理業務を開始するものとする。
- 2 受注者は、関係法令を遵守の上、本事業契約に従って、維持管理業務を実施する。
- 3 維持管理業務に関する要求水準書の記載は、設計変更を除き、合理的な理由に基づき発注者又は受注者が請求した場合において発注者と受注者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

第36条 (維持管理体制の整備)

- 1 受注者は、対象設備のそれぞれの供用開始に先立って、維持管理業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理業務を遂行するために必要な研修等を行うものとする。
- 2 受注者は、前項に定めるところの研修等を完了し、かつ、要求水準書に従って維持管理業務に係る体制（以下「維持管理体制」という。）が整備された時点において、発注者に対して報告を行うものとする。

第37条 (維持管理体制の確認)

- 1 発注者は、前条第 2 項に定めるところの報告をされた後、要求水準書に従った維持管理体制がとられていることを確認するものとする。
- 2 受注者は、供用開始予定日までに、維持管理体制について、要求水準書に基づき、供用が開始される日以降本事業期間が終了する日までの期間を通じた維持管理業務計画書並びに維持管理体制、業務分担、緊急連絡体制等に関する業務に必要な書類を作成した上、発注者に対して提出し、発注者の確認を得るものとする。

第38条 (第三者による実施)

- 1 受注者は、維持管理業務を代表企業、構成企業又は協力企業に委託して実施するものとする。また、受注者は、当該委託を受けた代表企業、構成企業又は協力企業以外に、維持管理業務の一部を第三者に再委託させることができる。
- 2 受注者は、代表企業、構成企業又は協力企業以外の第三者に維持管理業務の全部若しくはその主たる部分を一括して委託してはならない。ただし、かかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を発注者に事前に通知した上、発注者の事前の承諾を得た場

合はこの限りでない

- 3 受注者は、維持管理業務の一部を代表企業、構成企業又は協力企業以外の第三者に委託する場合、事前に、かかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を発注者に届け出るものとする。
- 4 維持管理業務に関して受注者は、第三者（協力企業を含む。）における責めに帰すべき事由が発生した場合に、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

第39条 （年間維持管理業務計画書等の提出）

- 1 受注者は、対象設備の供用が開始された日以降、各事業年度における維持管理業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する7日前までに発注者に対して提出した上、その承諾を得るものとする。
- 2 受注者は、発注者と非常時又は緊急時の対応について協議した上、要求水準書に記載されるところを踏まえた対応マニュアルを作成し、発注者に対してその写しを提出するとともに、対象施設において保管する。事故その他非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、受注者は、対応マニュアルに基づき直ちに必要な措置を講じるとともに、発注者に報告する。

第40条 （名簿の提出等）

- 1 受注者は、維持管理業務に従事する者の名簿を発注者に提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 2 発注者は、維持管理業務に従事する者がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、受注者に対しその交代を求めることができ、受注者はこれに従うものとする。

第41条 （対策）

受注者は、自己の責任及び費用において、維持管理業務に関して合理的に要求される範囲の施設利用者対策を実施する。対策の実施について、発注者は受注者に対して必要な協力を行うものとする。

第42条 （対象設備の修繕）

- 1 維持管理業務開始時以後、対象設備の修繕を行う必要が生じた場合には、受注者は、自己の責任と費用負担において、かかる修繕を行うものとする。
- 2 年間維持管理業務計画書に記載のない修繕を行う必要が生じた場合、受注者は、事前に発注者に対してその内容その他発注者が求める事項を通知し、かつ、発注者の事前の承諾を得るものとし、発注者がかかる修繕を承諾したときは、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

第2節 モニタリング

第43条 (事業報告書)

- 1 受注者は、対象設備の供用が開始された日から令和●年●月●日までの間、要求水準書に基づき、対象設備の維持管理状況を正確に反映した年次事業検証報告書（以下「業務報告書」という。）を毎年度維持管理業務終了後に作成するものとする。
- 2 受注者は、前項の定めるところに従って作成した業務報告書を発注者に対して提出するものとする。

第44条 (モニタリングの実施)

- 1 発注者は、自らの責任及び費用負担において、対象設備及び設備管理システムが利用可能であること並びに要求水準書に示された業務の水準及び内容に従ったサービスが提供されていることを確認するため、モニタリングを実施するものとする。
- 2 モニタリングの方法及びその不履行に対する改善要求等手続きは、原則として提案書及びモニタリング基本計画書に従うこととし、本件契約の締結後、受注者と発注者で手続きの詳細について協議したうえで決定する。
- 3 発注者は、第1項の確認の結果、対象設備及び設備管理システムの維持管理状況が業務水準を満足していないと判断した場合、受注者に対してその是正を勧告することができるものとする。かかる是正勧告が行われた場合、受注者は、是正勧告を受けた日から14日以内に、それに対応する業務改善計画書を作成し、発注者に対して提出した上、是正措置をとるものとする。
- 4 発注者は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第45条 (損害の発生)

受注者は、維持管理業務に際して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、発注者又は第三者が被った損害を負担するものとし、発注者又は第三者の請求後これを賠償するものとする。

第5章 サービスの対価の支払

第46条 (サービスの対価の支払)

- 1 発注者は、受注者に対して、別表1 契約金額内訳表記載の整備期間中の整備費、維持管理期間中の維持管理費及び履行期間の全期間中に発生するその他の費用を別表2のとおり支払うものとし、受注者は支払期日の30日前までに発注者に請求書を提出するものとする。

- 2 発注者及び受注者は物価水準又は賃金水準の変動により事業費に変動が生じる場合、本事業に関連する該当年度に係るサービスの対価と前年度のサービスの対価と比較し、2%以上の変動が認められる場合に事業費改定の申入れをすることができる。ただし、短期間で急激なインフレ又はデフレが発生した場合は双方承諾の上協議する。発注者及び受注者は、変動後の物価及び賃金を基礎として算出した変動額分について、契約変更しサービスの対価を改定することができる。

第47条 (サービスの対価の減額等)

第44条の定めるところに従い行われたモニタリングの結果、維持管理業務につき業務水準を満たしていない事項が存在することが発注者に判明した場合、発注者は受注者に対して、当該事項の改善又は復旧を行うよう勧告することができる。維持管理業務に関するモニタリングを実施した結果、要求水準書等に規定されている水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、サービスの対価のうち維持管理業務にかかる費用について、モニタリング基本計画書に基づいた減額、還付若しくは支払留保又は維持管理者の変更を求めることができる。受注者は、これらに従うものとする。

第6章 契約の終了及び損害賠償

第48条 (契約期間)

- 1 本事業契約の契約期間は、履行期間と同様までとする。ただし、本事業契約の定めるところに従って本事業契約が解除されたときは、本事業契約は、その時点において終了する。
- 2 受注者は、契約期間の満了による終了にあたっては、発注者に対して、対象設備を発注者が継続使用できるよう維持管理業務に関して必要な事項を説明し、引継ぎに必要な協力を行うものとする。

第49条 (発注者の任意解除権)

- 1 発注者は、業務が完了するまでの間は、必要があるときは、本事業契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合、受注者に損害及び解除に伴う追加費用(合理的な金融費用、違約金を含む。)を賠償しなければならない。

第50条 (発注者の催告による解除権)

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 整備期間内に整備業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 維持管理業務の全部又は一部の遂行を放棄し、要求水準書の内容に従った維持管理業務を行わないとき。
- (3) 正当な理由がなく着手すべき時期を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (4) 発注者の承諾なく、本業務の全部又は主たる部分を一括して、代表企業、構成企業又は協力企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本事業契約に違反したとき。

第51条 (発注者の催告によらない解除権)

1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができる。

- (1) 第73条の規定に違反してサービスの対価に係る債権を譲渡したとき。
- (2) 本事業契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が本事業契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の本事業契約の一部の履行が不能である場合又は受注者が本事業契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本事業契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 本業務の履行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者が本事業契約の解除を申し入れたとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者にサービスの対価に係る債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 事業者等の役員が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 事業者等の役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 事業者等の役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 事業者等の役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) 受注者が本事業契約に関して、次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ウ 受注者（自ら又は協力企業の役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項の規定により本事業契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

第52条 （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

発注者は、第 51 条又は前条第 1 項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定により契約を解除することができない。

第53条 （受注者の催告による解除権）

受注者は、発注者が本事業契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第54条 （受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため本事業契約のサービスの対価が 3 分の 2 以上減少したと

き。

- (2) 契約の履行の中止期間の累積日数が、履行期間の実日数の 10 分の 5 を超えたとき。
ただし、不可抗力によるものを除く。

第55条 (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

受注者は、第 54 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第56条 (解除等に伴う措置)

- 1 第 51 条、第 52 条、第 54 条又は第 55 条の規定により、本事業契約が解除されたとき、発注者はその選択により次のいずれかの措置を講じるよう受注者に求めることができ、この場合、受注者は発注者の求めに従い、引継ぎに必要な協力を行うものとする。
 - (1) 発注者の承諾を得た上で、以降の本業務を発注者に引き継ぐ。
 - (2) 発注者の承諾を得た上で、本事業の実施が十分可能な新たな受注者（金融機関等が指定する第三者を含む。）に、以降の本業務を引き継ぐ。
- 2 発注者は、本事業契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応するサービスの対価の全額を速やかに受注者に払わなければならない。
- 3 受注者は、本事業契約が解除された場合等において、発注者からの貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なくこれを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、本事業契約が解除された場合等において、履行箇所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する箇所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行箇所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行箇所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行箇所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 6 第 3 項及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第 51 条又は第 52 条第 1 項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第 50 条第 1 項、第 54 条又は第 55 条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第57条 （発注者の損害賠償請求等）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 整備期間内に整備業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 維持管理業務の全部又は一部の遂行を放棄し、要求水準書の内容に従った維持管理業務を行わないとき。
 - (3) 本事業契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (4) 第51条又は第52条の規定により、本事業契約が解除されたとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、本事業契約のサービスの対価の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第51条又は第52条の規定により債務の履行前に本事業契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合においては、整備期間経過後相当の期間内に整備業務を完了する見込みのあるときは、発注者は遅延利息として、遅延日数（但し、不可抗力による遅延日数を除く。）に応じ、本事業契約のサービスの対価（既履行部分がある場合には、当該部分に対するサービスの対価の相当額を控除した額）につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に定める割合（政令改正等により率の変更があれば変更後の率による）で計算した額を徴収して整備期間を延長することができる。
- 6 第2項の場合（金沢市契約規則第31条第1項において読み替えて準用する同規則第5

条第1項第6号の規定による担保の提供を受けている場合にあつては、第52条第1項第8号又は第9号アからキまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第58条 (受注者の損害賠償請求等)

- 1 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第54条又は第55条の規定により本事業契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第47条の規定によるサービスの対価の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合(法改正等により率の変更があれば変更後の率による)で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第59条 (建物等に対する損害賠償)

受注者は、本契約業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めによる場合又は天変地異その他受注者の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

第60条 (損害賠償の予約)

- 1 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第10号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第9号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令の対象となる行為が不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。
 - (2) 受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。
- 2 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、

前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

- (1) 金沢市契約規則第43条の2第1項第7号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

第61条 (法令の変更及び不可抗力)

- 1 法令の変更若しくは不可抗力により、本事業契約及び要求水準書で提示された条件に従って、整備業務ができなくなったとき又は維持管理業務ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本事業契約及び要求水準書で提示された条件に従って、整備業務又は維持管理業務を行うために追加的な費用が必要な場合、受注者は発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、本事業契約及び要求水準書の変更並びに追加的な費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。
- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から30日以内に前項の協議が整わない場合、発注者は受注者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。受注者は、かかる指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害又は追加的な費用の負担は、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。
- 3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に第1項の協議が整わない場合、発注者は、本事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第62条 (保全義務)

受注者は、解除の通知がなされた日から維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、自らの管理下にある対象設備及び設備管理システムについて、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

第63条 (関係書類の引渡し等)

- 1 受注者は、本業務の引継ぎが行われた場合には、引継ぎの完了と同時に、発注者又は発注者の指定する第三者に対して、実施設計図書及び竣工図書、その他対象設備の整備及び修補にかかる書類並びに受注者が用いた維持管理業務に関する運用マニュアル、申し送り事項その他、本業務の履行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。
- 2 発注者は、前項に基づき提出を受けた図書等を、整備業務の継続、対象設備の維持管理(設備管理システムの利用を含む。)その他本事業の遂行のために、無償で自由に使用(複

製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。) することができるものとし、受注者は、発注者によるかかる図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

第7章 雑則

第64条 (公租公課の負担)

本事業契約に関連して生じる公租公課は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、受注者がこれを負担するものとする。ただし、本事業契約締結時点において発注者及び受注者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が受注者に発生した場合、受注者は、その負担及び支払方法について、発注者と協議することができる。

第65条 (協議義務)

- 1 本事業契約において発注者及び受注者による協議が予定されている事由が発生した場合、発注者及び受注者は、速やかに事項に定めるところの協議の開催に応じるものとする。
- 2 発注者及び受注者は、協議に当たって誠意をもって対応するものとする。

第66条 (金融機関等との協議)

発注者は、本事業の継続性を確保するため、金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

第67条 (秘密保持)

発注者及び受注者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密の内容を自己の役員及び従業員又は自己の代理人並びに金融機関等の役員及び従業員以外の第三者に漏らし、また、本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、秘密保持義務の対象から除くものとする。

第68条 (個人情報の保護)

- 1 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知

らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 9 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
- 13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

第69条 （著作権等）

- 1 受注者は、発注者に対し、発注者が対象設備の内容を自由に公表することを許諾する。
- 2 受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 対象設備の内容を公表すること。
- (2) 対象設備に受注者の実名又は変名を表示すること。

第70条 (著作権の侵害防止)

- 1 受注者は、対象設備が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

第71条 (特許権等の使用)

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第72条 (権利等の譲渡制限)

- 1 受注者は、本事業契約により生ずる債権の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分をすることができない。ただし、発注者の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、本事業契約その他本事業に関して発注者との間で締結した契約に基づき受注者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分をすることができない。ただし、発注者の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第73条 (遅延利息)

- 1 発注者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合（法改正等により率の変更があれば変更後の率による）で計算した額の遅延利息を付した上で、相手側に対して支払うものとする。
- 2 受注者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に定める割合（政令改正等により率の変更があれば変更後の率による）で計算し

た額の遅延利息を付した上で、相手側に対して支払うものとする。

第74条 （管轄裁判所）

本事業契約に関する紛争は、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第75条 （規定の適用）

この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

第76条 （疑義に関する協議）

本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 実施箇所

NO	分類	施設名
1	文化・スポーツ	金沢職人大学校
2	文化・スポーツ	安原スポーツ広場
3	文化・スポーツ	戸室スポーツ広場
4	文化・スポーツ	内川スポーツ広場
5	文化・スポーツ	西部市民憩いの家
6	文化・スポーツ	金沢市民野球場
7	環境関連	戸室リサイクルプラザ 処理棟
8	環境関連	西部管理センター
9	環境関連	東部管理センター
10	環境関連	西部リサイクルプラザ
11	環境関連	東部リサイクルプラザ
12	環境関連	戸室リサイクルプラザ プラザ棟
13	福祉関連	老人福祉センター万寿苑分館十一屋生きがい交流館
14	福祉関連	卯辰山公園健康交流センター千寿閣
15	福祉関連	万寿苑
16	福祉関連	松寿荘
17	福祉関連	鶴寿園
18	福祉関連	金沢福祉用具情報プラザ
19	福祉関連	元町福祉健康センター
20	福祉関連	保健所、駅西福祉健康センター、駅西健康ホール
21	消防関連	駅西消防署
22	消防関連	中央消防署 高尾台出張所
23	消防関連	金石消防署
24	消防関連	駅西消防署 玉川出張所
25	消防関連	金石消防署三和出張所
26	消防関連	中央消防署泉野出張所・防災資機材備蓄施設
27	消防関連	金沢市消防局 中央消防署
28	消防関連	中央消防署 味噌蔵出張所
29	消防関連	駅西消防署 小坂出張所
30	公営住宅関連	若草町住宅
31	公営住宅関連	緑が丘住宅
32	公営住宅関連	円光寺住宅
33	公営住宅関連	上荒屋住宅
34	公営住宅関連	松寺町住宅

35	公営住宅関連	金石曙住宅
36	公営住宅関連	額新町住宅
37	公営住宅関連	光が丘住宅
38	公営住宅関連	緑住宅
39	公営住宅関連	大桑町住宅
40	公営住宅関連	平和町住宅
41	公営住宅関連	河原市町住宅
42	公営住宅関連	金石新本町住宅
43	公営住宅関連	八日市住宅
44	公営住宅関連	芳斉住宅
45	公営住宅関連	田上本町住宅
46	公営住宅関連	栗崎町住宅
47	公営住宅関連	みどり集会所
48	公営住宅関連	三和公民館大集会室（上荒屋住宅集会所）
49	公営住宅関連	金石曙住宅集会所
50	公営住宅関連	松寺町住宅集会所
51	公営住宅関連	栗崎町住宅集会所
52	公営住宅関連	大桑町住宅集会所
53	公営住宅関連	河原市町住宅集会所
54	公営住宅関連	田上本町住宅集会所
55	交通関連	武蔵地下駐車場（金沢駅通り線地下駐車場）
56	交通関連	金沢駅東広場
57	交通関連	森本駅西自転車駐車場
58	交通関連	東金沢駅西自転車駐車場
59	交通関連	西金沢駅西自転車駐車場
60	交通関連	金石バス停前自転車駐車場
61	交通関連	十間町自転車駐車場
62	交通関連	乙丸駅前自転車駐車場
63	交通関連	森本駅東第1自転車駐輪場
64	交通関連	本町2丁目自転車駐輪場
65	交通関連	金沢駅原付バイク駐車場
66	交通関連	香林坊自転車駐車場
67	交通関連	兼六園下暫定自転車駐車場
68	交通関連	金沢駅西暫定自転車駐車場
69	交通関連	額住宅駅前自転車駐車場
70	交通関連	鳴和バス停前自転車駐車場

71	交通関連	光が丘自転車駐車場
72	交通関連	四十万バス停前自転車駐車場
73	交通関連	表参道自転車駐車場
74	交通関連	割出駅前自転車駐車場
75	交通関連	蚊爪駅前自転車駐車場
76	交通関連	矢木1丁目自転車駐車場
77	交通関連	金沢駅第1自転車駐車場
78	交通関連	金沢駅第2自転車駐車場
79	交通関連	金沢駅第3自転車駐車場
80	交通関連	西金沢駅東自転車駐車場
81	交通関連	東金沢駅東自転車駐車場
82	公民・学校・研修関連	金石市民センター
83	公民・学校・研修関連	押野市民センター
84	公民・学校・研修関連	安原市民センター
85	公民・学校・研修関連	森本市民センター
86	公民・学校・研修関連	浅川市民センター
87	公民・学校・研修関連	犀川市民センター
88	公民・学校・研修関連	湊市民センター
89	公民・学校・研修関連	中央共同調理場
90	公民・学校・研修関連	西部共同調理場
91	公民・学校・研修関連	北部共同調理場
92	公民・学校・研修関連	東部共同調理場
93	公民・学校・研修関連	市立工業高等学校
94	公民・学校・研修関連	金沢市異業種研修会館
95	公民・学校・研修関連	金沢市ものづくり会館
96	公民・学校・研修関連	金沢市東斎場
97	公民・学校・研修関連	金沢市南斎場
98	公民・学校・研修関連	金沢学生のまち市民交流館（学生の家）
99	公民・学校・研修関連	金沢学生のまち市民交流館（交流ホール）
100	公民・学校・研修関連	近江町交流プラザ
101	公民・学校・研修関連	中央公民館彦三館
102	公民・学校・研修関連	キゴ山ふれあい研修センター 青少年交流棟
103	公民・学校・研修関連	キゴ山ふれあい研修センター 天文学習棟
104	公民・学校・研修関連	キゴ山ふれあい研修センター こども交流棟
105	公民・学校・研修関連	キゴ山ふれあい研修センター（戸室マレットゴルフ場）
106	公民・学校・研修関連	キゴ山ふれあい研修センター（小動物舎野外便所）

107	公民・学校・研修関連	花園保育所
108	公民・学校・研修関連	矢木保育所
109	公民・学校・研修関連	金石保育所
110	公民・学校・研修関連	八日市保育所
111	公民・学校・研修関連	三馬保育所
112	公民・学校・研修関連	光が丘保育所
113	公民・学校・研修関連	八田保育所
114	公民・学校・研修関連	中村町保育所
115	公民・学校・研修関連	森山保育所
116	公民・学校・研修関連	大桑保育所
117	その他	金沢市農業センター
118	その他	石川県金沢食肉流通センター
119	その他	金沢海みらい図書館
120	その他	食肉衛生検査所
121	その他	動物愛護管理センター
122	交通関連	香林坊地下自転車駐車場
123	消防関連	中央消防署小立野出張所

別紙2 予想されるリスクと責任分担表

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			発注者	受注者
全般	募集要項、要求水準書の誤り	記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案書の誤り	LED化事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	発注者の責めに帰すべき事由による場合	○	
		受注者の責めに帰すべき事由による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	法令の変更	本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立当に関するもの	○	
		上記以外の法令の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの		○
政策の転換	発注者の政策変更による事業への影響	○		

	税制度の変更	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更	○	
		本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設及び変更に関するもの	○	
		上記以外の税制度の変更等（例：法人税率の変更）		○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレによるコストの変動	○※3	○※3
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険	○※2	
	本事業の 中止・延期	発注者の指示	○	
		周辺住民等の反対によるLED化事業の中止・延期	○	
		設備導入に必要な許可等の遅延によるもの	○	
		受注者の事業放棄、破綻によるもの		○
		発注者の本事業放棄、破綻によるもの	○	
調査・設計 業務	不可抗力	天災などによる変更・中止・延期	○※1	○※1
	設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること。		○	
施工業務	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務	○※1	○※1
	不可抗力	天災などによる変更・中止・延期・照明器具の損傷	○※1	○※1
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	工期変更	発注者の指示条件・指示不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	発注者の責による工事遅延・未完工による損害	○	
		受注者の責による工事遅延・未完工による損害		○※4
	工事費増大	発注者の指示・承諾による工事費の増大	○	
		受注者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○	
	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○	
設備管理システム構築業務	不可抗力	天災などによる変更・中止・延期	○※1	○※1
	仕様変更	発注者の指示条件・指示不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断の不備によるもの		○
	構築遅延・未完工	発注者の責による構築遅延	○	
		受注者の責による構築遅延		○
	構築費増大	発注者の指示・承諾による構築費の増大	○	
		の受注者指示・判断によるもの		○
性能	要求仕様不適合		○	

維持管理業務	計画変更	用途の変更等発注者の責による本事業内容の変更	○	
		受注者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合のLED化事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○
	対象設備の損傷	発注者の故意・過失又は施設に起因する対象設備の損傷	○	
		受注者の故意・過失に起因する対象設備の損傷		○
	施設損傷	受注者の故意・過失又は対象設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	
	契約内容不適合	対象設備に関する契約の内容に適合しない場合		○
	第三者賠償	維持管理期間における対象設備起因による第三者への損害賠償義務	○※2	
	不可抗力	火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害		○※2
		・地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害	○※2	
		・戦争、暴動、変乱による損害		
	修繕時のリスク負担について	修繕時の工事に対するリスク補償は受注者が加入する保険にて対応する		○
機器の不良	対象設備が所定の性能を達成しない場合		○	
光熱費単価	光熱費単価の変動	○		
エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○		
	上記以外の変動要因の場合		○	
その他業務（支払・計測・検証・保証）	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動	○	
	設備の不良	対象設備が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の変動や運転管理方法の変更	○	
		天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超えてLED化設備が所定の性能を達成しない場合	○	
		上記以外の変動要因の場合		○
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○	

		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○
--	--	-------------------------------	--	---

注（１）○^{*1}（計画・設計・施工段階における第三者賠償又は不可抗力）について
計画・設計・施工段階において、第三者賠償を伴う事故又は不可抗力による損害については、受注者が加入する保険で賄うものとする。ただし、保険金額の超過部分及び保険対象外の部分については発注者が負担するものとする。

注（２）○^{*2}（維持管理期間中における保険、第三者賠償又は不可抗力）について
維持管理期間中において、受注者の契約内容不適合によるものではない、第三者賠償を伴う事故又は不可抗力による損害については、発注者が加入する保険で賄うものとする。ただし、保険金額の超過部分及び保険対象外の部分については発注者が負担するものとする。

注（３）○^{*3} **本事業期間中における急激な物価変動によりコストが変動する場合、協議の上決定する。**

注（４）○^{*4}（施工段階における工事遅延・未完工）について当該事業では脱炭素化推進事業債相当の交付税措置の活用を見込んでおり、財政措置の対象は令和７年度までの整備分が対象となる。ここでは工事遅延等により交付税措置を受けられなかった場合の損害賠償を指す。

別紙３ 定義集

- (1) 「維持管理期間」とは、本事業契約に基づいて受注者が維持管理業務を実施する期間をいう。
- (2) 「維持管理業務」とは、対象設備の維持管理・保障、省エネルギー量の検証年次報告 LED 化によるコスト削減効果の検証と修理・交換等の管理記録の報告、設備管理システムに係るデータ更新及び対象設備の修繕依頼その他処置内容に係わるデータのシステム反映と更新及びそれに付随する業務をいう。
- (3) 「サービス購入対価」とは、発注者が受注者に支払う、本事業の実施の対価をいう。
- (4) 「基本協定書」とは、発注者と代表企業、構成企業及び協力企業との間で令和●年●月●日付で締結された公共施設 LED 照明導入推進事業基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。
- (5) 「金融機関等」とは、受注者に対し、本事業の実施のために資金提供を行う金融機関等をいう。
- (6) 「合理的な金融費用」とは、受注者が本事業の実施に係る資金を調達するために金融機関等との間で締結する金銭消費貸借契約に基づく一切の債務の履行に要した費用（同金銭消費貸借契約に基づく利息債務、元本債務を含むがこれに限られない。）、権利行使費用、保全費用のうち、金融機関等が合理的に計算した範囲の金額をいう。
- (7) 「供用開始予定日」とは、令和●年●月●日をいう。

- (8) 「構成企業」とは、●●株式会社、株式会社●●、有限会社●●、株式会社●●、株式会社●●及び株式会社●●を個別に又は総称していう。
- (9) 「協力企業」とは、●●株式会社、株式会社●●、有限会社●●、株式会社●●、株式会社●●及び株式会社●●を個別に又は総称していう。
- (10) 「整備期間」とは、本事業契約に基づいて、受注者が整備業務を実施する期間をいう。
- (11) 「整備業務」とは、調査業務、設計業務、施工業務及び設備管理システム構築業務を個別に又は総称していう。
- (12) 「施工業務」とは、対象設備の施工計画、施工、施工管理、既設照明設備の撤去、リサイクル、廃棄処分及びそれに付随する業務をいう。
- (13) 「設計業務」とは、調査結果をまとめた書面を基に対象設備毎のLED化導入計画の設計業務をいう。設計業務内容は、各対象設備に応じた設置場所の足場及び養生確認・更新設備選定・付属部品の有無確認並びに施工日程調整等を指す。
- (14) 「設備管理システム」とは、管理する事業者に加え、金沢市や施設管理者と共有可能、かつメンテナンスが容易なクラウド管理システムをいう。
- (15) 「対象設備」とは、別紙1記載の公共施設に係る、本事業における施工業務の対象となるLED化照明設備を個別に又は総称していう。
- (16) 「代表企業」とは、●●株式会社をいう。
- (17) 「調査業務」とは、対象施設における対象設備を設置する場所における灯具の種類、設備内容及び取付状況等の調査を実施し現状確認を行う。なお、かかる調査及び現状確認に際しては、灯具の種類や設備内容及び取付状況等について、施工する上で必要な情報（電力測定器取付のための施設情報を含む）を各種調査し及びそれに付随する業務をいう。
- (18) 「提案書」とは、代表企業が本事業の事業者選定手続において発注者に提出した本事業の実施に係る提案書類一式（発注者が当該提案書類一式の詳細を明確にするために、本事業契約の締結までに提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容の明確化にあたり、発注者と代表企業が本事業契約の締結までに確認した事項を含む。
- (19) 「募集要項」とは、市が本事業の事業者選定手続において、令和●年●月●日に公表した募集要項（公表後の追加及び変更を含む。）及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- (20) 「本工事」とは、各対象施設における対象設備の設置工事を個別に又は総称していう。
- (21) 「本事業」とは、第1条第1項に定める公共施設LED照明導入推進事業をいう。
- (22) 「本業務」とは、調査業務、設計業務、施工業務、設備管理システム構築業務及び維持管理業務を個別に又は総称していう。

- (23) 「要求水準書」とは、発注者が本事業の実施にあたり、受注者に履行を求める要求水準を示す書類をいい、市が令和6年10月7日付で公表した公共施設LED照明導入推進事業要求水準書（公表後の追加及び変更を含む。）及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- (24) 「履行期間」とは、令和●年●月●日から令和●年●月●日をいう。
- (25) 「モニタリング基本計画書」とは、発注者が本事業の実施にあたり、受注者に履行を求める要求水準の充足状況を確認するにあたっての基本的な考え方等を示す書類をいい、発注者が令和6年10月7日付で公表したモニタリング基本計画書（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。
- (26) 「サービスの対価」とは、本事業契約に規定する調査、設計、施工、維持管理及びこれらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。

別紙4 設備管理システムの構築・データ更新

- (1) 設備管理システム上で管理する必要事項
- ア 設置年月日・設置場所・移設年月日
 - イ 設置概要（灯具仕様・施工者名）
 - ウ 設置部位（写真（工事前・工事後））
 - エ 修繕記録（作業年月日・作業内容・施工者名等）
 - オ 平面プロット図（見取図・姿図等）
- (2) 維持管理期間中におけるデータの定期的更新作業
- (3) 前項により作成された最新の設備管理システムデータの報告
- (4) 維持管理対象の照明については番号を付し、設備管理システムデータに反映

別紙5 事業者が付保する保険

- (1) 整備期間中
- 組立保険（構内所在物件・損害賠償責任保険）
 - 保険契約者/被保険者/支払先 受注者
 - 保険対応期間 契約締結日～令和8年3月31日
 - 補償内容
 - ア 工事の目的物（完成後引き渡しをする工事物件）
 - イ アに付随する仮工事の目的物（支保工・型枠工・支持枠工・足場工・土留工・防護工）
 - ウ ア及びイの工事のために仮設される工事用仮設物（電気配線・配管・電話・伝令設備・照明設備及び保安設備）
 - エ 現場事務所・宿舍・倉庫その他の工事用仮設建物及びこれらに収容されている什器、備品
 - オ 工事用材料及び工事用仮設材
 - 保険金額 ●●●●千円
 - 構内所在工事物件 ●●●●千円

損害賠償責任保険 ●●●●千円/1 事故

(2) 維持管理期間中

財物補償保険（火災・落雷・破裂・爆発・風災・雹災・雪災・水災・電気の機械の事故）

保険契約者/支払先 受注者

被保険者 金沢市

保険対応期間 令和8年4月1日～令和18年3月31日

保険金額 ●億円/年間

賠償責任保険（生産物特約）

保険契約者/支払先 受注者

被保険者 金沢市

保険対応期間 令和8年4月1日～令和18年3月31日

保険金額 ●●●●千円/1 事故

免責金額 ●●●●千円/1 事故

損害補填金額 100%

(別表1) 契約金額内訳表

(1) 契約金額 (サービスの対価) 総額 (単位 円)

事業費	消費税	サービスの対価 対価総額
,000	,000	,000

(2) サービスの対価 対価総額内訳 (単位 円)

項目	中項目	詳細	税区分	金額	うち消費税
(整備期間) 整備費	実施設計費	全対象設備	課税対象		(0)
	工事費	純工事費			(0)
		現場管理費			(0)
		一般管理費			(0)
		設備管理システム構築費		仕様基準	
	整備期間運営費	整備期間中			(0)
	資金管理手数料	整備期間中			(0)
(維持管理期間) 維持管理費	保守管理費	純工事費			(0)
		現場管理費			(0)
		一般管理費			(0)
	設備管理システム保守費	維持管理期間中			(0)
	維持管理期間運営費	維持管理期間中			(0)
	実績報告書作成費	維持管理期間中			(0)
(履行期間中) その他の費用	整備期間保険料	工事組立保険	非課税対象		
	維持管理期間保険料	火災及び損害賠償 保険			
	諸課税	履行期間中			
	利子総額	金利※●% (契約 締結時)			
	緊急対応費・予備費	履行期間中			
総額 (うち消費税)				0	(0)

金利※について

「利子総額」は、建中ローンと長期ローンのそれぞれに係る支払利息の総額として算定されるものとするが、上記の「金利※●%」は、受注者が事業提案時に提示した資金計画表において設定した金利 (TONA ベース 10 年もの (円/円) 金利スワップレート基準金利●% + 金融機関スプレッド●%) であり、「利子総額」の「●●千円」は、この利率に基づいて仮に算定したものである。実際の支払金額は、建中ローンと長期ローンのそれぞれについて、以下に定める方法にて算定した金額とする。

(1) 建中ローンの支払利息について

以下の算式にて計算された金額とする。

$$\text{建中ローンの元本金額 (※1)} \times \text{貸付期間の実日数 (※2)} \times \text{適用利率 (年率) (※3)} \div 365 \quad (1 \text{円未満切捨て})$$

※1 金●●,000 円の想定だが、実際の建中ローンの貸付元本金額に従う。

※2 ●年●ヶ月の想定だが、貸付実行日から長期ローンへの切替えが行われる日までの期間の実日数によるものとする。

※3 適用利率 (年率) は、提案時の想定金利である●%とする。ただし、受注者が金融機関等から本事業実施のための資金を調達する際に適用される利率 (基準金利である全銀協 TIBOR (6 ヶ月) の利率に、●%のスプレッドを加えた利率とする。以下「建中ローン適用利率」という。) が、●%を上回る利息計算期間が生じた場合については、当該利息計算期間における適用利率 (年率) は、建中ローン適用利率によるものとする。

(2) 長期ローンの支払利息について

以下の算式にて計算された金額とする。

$$\text{長期ローンの元本金額 (※1)} \times \text{貸付期間の実日数 (※2)} \times \text{適用利率 (年率) (※3)} \div 365 \quad (1 \text{円未満切捨て})$$

※1 金●,000 円の想定だが、実際の長期ローンの貸付元本金額に従う。

※2 10 年の想定だが、長期ローンの貸付実行日から最終償還日までの期間の実日数によるものとする。

※3 適用利率 (年率) は、Refinitiv (登録商標) より提供されている、長期ローンの貸付実行日の 2 営業日前の午前 10 時 30 分現在の東京スワップレファレンスレート (TONA 参照) として JPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 10 年もの (円/円) 金利スワップレート (ゼロを下回る場合は、ゼロとする。) に、●%のスプレッドを加えた利率とする。

上記 (1) 及び (2) により算定された利子総額が、上記「利子総額」の「●千円」から変動した場合には、別表 2 のサービスの対価の支払記載の各支払期日における支払金額

記載の支払金額の額は、変動後の「利子総額」を踏まえ、発注者と受注者との協議の上、変更するものとする。

保険※について

維持管理期間中に発生する、発注者起因による修繕や雷、火災等不可抗力による修繕および、第三者賠償を伴う事故の場合は、発注者が加入している公共施設総合保険にて、修繕費および第三者賠償責任保証に対応する。

(別表2) サービスの対価の支払

契約締結日から令和●年●月●日において

履行期間中のサービスの対価総額	金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
-----------------	--------------------------

サービスの対価の支払日及び各支払日における支払金額

令和●年●月●日から令和●年●月●日において

回数	支払期日	各支払日における支払金額
第1回	令和8年●月末まで	金 円
第2回	令和9年●月末まで	金 円
第3回	令和10年●月末まで	金 円
第4回	令和11年●月末まで	金 円
第5回	令和12年●月末まで	金 円
第6回	令和13年●月末まで	金 円
第7回	令和14年●月末まで	金 円
第8回	令和15年●月末まで	金 円

第9回	令和16年●月末まで	金	円
第10回	令和17年●月末まで	金	円